

(別添2)

○ 更生（育成）医療における形成外科的治療を担当する医療機関の指定について（昭和55年5月20日社更第82号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p data-bbox="680 347 1135 539">社更第82号 昭和55年5月20日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 <u>障発0426第6号</u> <u>平成25年4月26日</u></p> <p data-bbox="194 571 488 630">各 都道府県知事 指定都市市長 殿</p> <p data-bbox="936 662 1135 694">厚生省社会局長</p> <p data-bbox="271 758 1064 817">更生（育成）医療における形成外科的治療を担当する医療機関の指定について</p> <p data-bbox="219 880 271 912">(略)</p> <p data-bbox="203 944 1108 1168">1 自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給の範囲 「形成外科に関する医療」を担当する医療機関における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（育成医療・更生医療）に関する給付は、瘢痕拘縮等に起因する視覚障害、聴覚・言語機能障害及び肢体不自由の改善に関する医療を担当するものであること。</p> <p data-bbox="203 1200 383 1232">2～4 (略)</p>	<p data-bbox="1653 347 2078 478">社更第82号 昭和55年5月20日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日</p> <p data-bbox="1135 571 1429 630">各 都道府県知事 指定都市市長 殿</p> <p data-bbox="1877 662 2078 694">厚生省社会局長</p> <p data-bbox="1214 758 2007 817">更生（育成）医療における形成外科的治療を担当する医療機関の指定について</p> <p data-bbox="1160 880 1211 912">(略)</p> <p data-bbox="1144 944 2049 1136">1 自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給の範囲 「形成外科に関する医療」を担当する医療機関における障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（育成医療・更生医療）に関する給付は、瘢痕拘縮等に起因する視覚障害、聴覚・言語機能障害及び肢体不自由の改善に関する医療を担当するものであること。</p> <p data-bbox="1144 1200 1323 1232">2～4 (略)</p>